

第二十条 水産資源保護法の一部改正

第二十条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。
研究センター(以下「センター」を「機構」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合研究センター及び第五項中「センター」を「機構」に改め、同条第四項及び第五項中「センター」を「機構」に改め、

第二十一条中「センター」を「機構」に改める。
第三十一条の見出しを削り、同条第三号中「センター」を「機構」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
別表第二 国立研究開発法人種苗管理センターの項、国立研究開発法人水産大学の項、国立研究開発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構

国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第九十九号)

(印紙税法の一部改正)

第二十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「第十四条第一項第一号から第十号」を「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第三項から第五項まで」に改め、「漁業災害補償法」の下に「昭和三十九年法律第百五十八号」を加える。
(種苗法の一部改正)

第二十三条 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「国立研究開発法人種苗管理センター(以下「種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」に改め、同条第五項及び第六項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。
第四十七条第二項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。
第六十三条の見出し中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、同条第一項中「種苗管理センター」を「研究機構」に、「家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。

第六十四条(見出しを含む)及び第七十四条中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。

(種苗法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の種苗法(以下この条において「旧種苗法」という)第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により種苗管理センターに行わせている栽培試験は、前条の規定による改正後の種苗法(以下この条において「新種苗法」という)第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により研究機構に行わせている栽培試験とみなす。
施行日前に旧種苗法第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により種苗管理センターに行わせた栽培試験は、新種苗法第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により研究機構に行わせた栽培試験とみなす。

第三 施行日前に旧種苗法第十五条第五項(旧種苗法第四十七条第三項において準用する場合を含む)の規定により種苗管理センターが依頼した栽培試験は、新種苗法第十五条第五項(新種苗法第四十七条第三項において準用する場合を含む)の規定により研究機構が依頼した栽培試験とみなす。

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正)
第二十五条 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。
附則第七条中「国立研究開発法人水産総合研究センター」の下に「又は国立研究開発法人水産研究・教育機構」を加える。

(食品安全基本法の一部改正)

第二十六条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中、「国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)第十三条第一項」を削り、「国立研究開発法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。
(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)

第二十七条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「国立研究開発法人種苗管理センター、国立研究開発法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人種苗管理センター、国立研究開発法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、同項第一号中「国立研究開発法人種苗管理センター」を削り、「及び国立研究開発法人水産総合研究センター」を、「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。
(平成十八年整備法の一部改正)

第二十八条 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「引き続き当該施行日後の研究機構等」の下に「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第七十号)以下この項において「平成二十七年整備法」という)第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター並びに国立研究開発法人森林総合研究所を含む。以下この項において同じ。」を加える。

附則第五条中「独立行政法人農業者大学校」を「独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所」に、「及び独立行政法人さけ・ます資源管理センター」を、「独立行政法人さけ・ます資源管理センター及び独立行政法人水産大学校」に、「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、「独立行政法人水産大学校を退職した者」に「及び独立行政法人水産大学の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者」に「及び独立行政法人水産大学の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者」に「及び独立行政法人農業環境技術研究所の」を加える。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第二十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号及び第二十五号を次のように改める。
二十四及び二十五 削除

別表第一第二十八号を次のように改める。
二十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構

別表第一第二十八号を次のように改める。
二十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構